議案第５４号

特別委員会の設置について

北名古屋市議会会議規則第１４条第１項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成２４年６月２２日提出

提　出　者	北名古屋市議会議員	長　瀬　悟　康
	同　上	金　﨑　慶　子
	同　上	大　原　久　直
	同　上	伊　藤　大　輔
	同　上	松　田　　功
賛　成　者	北名古屋市議会議員	黒　川　サキ子
	同　上	堀　場　弘　之
	同　上	塩　木　寿　子
	同　上	渡　邉　紘　三
	同　上	谷　口　秋　信
	同　上	上　野　雅　美
	同　上	桂　川　将　典

議案第５４号

特別委員会の設置について

北名古屋市議会会議規則第１４条第１項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成２４年６月２２日提出

提　出　者　　北名古屋市議会議員

同　上

同　上

同　上

同　上

賛　成　者　　北名古屋市議会議員

同　上

同　上

同　上

同　上

同　上

同　上

特別委員会の設置について

1　特別委員会の名称

鉄道連続立体交差事業等検討特別委員会

2　委員の定数

２４名

3　委員会の目的

次の事項に関する調査、研究

⑴　鉄道連続立体交差事業に関すること

⑵　鉄道連続立体交差事業に関連するまちづくりに関すること

4　設置の期間

本特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、目的が終了するまで継続して調査を行うものとする。